

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】令和4年11月14日(2022.11.14)

【国際公開番号】WO2021/181691

【出願番号】特願2022-505716(P2022-505716)

【国際特許分類】

B 6 5 D 77/04 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 77/04

F

10

【手続補正書】

【提出日】令和4年8月24日(2022.8.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

相互に積層された外側フィルム層と内側フィルム層とを有する本体構成シート材を含む1又は複数のシート材を備えて構成されているシート材容器であって、
内容物を収容する収容領域と、
前記本体構成シート材により構成されており、前記収容領域を包囲している容器本体と
、
を備え、

前記本体構成シート材は、前記外側フィルム層と前記内側フィルム層との接合部である本体シール部と、前記外側フィルム層と前記内側フィルム層とが部分的に非接合とされた非接合部と、を有するとともに、前記非接合部における前記外側フィルム層と前記内側フィルム層との層間に充填材を封入可能な充填部を有し、

当該シート材容器は、前記1又は複数のシート材が折り曲げ線に沿って折り曲げられるとともに、少なくとも前記1又は複数のシート材のうち最内層のシート材の周縁部における一部分どうしが相互に接合されている周縁シール部を有し、

前記周縁シール部によって前記収容領域が画定されており、

前記容器本体は、複数の面状部を備えており、

前記複数の面状部には、互いに隣り合っている第1面状部と第2面状部とが含まれ、

前記充填部は、前記第1面状部と前記第2面状部との境界を介して前記第1面状部と前記第2面状部とに跨がって配置されている面間接続部を含み、

前記境界において、前記折り曲げ線に沿った前記周縁シール部の端部が、前記面間接続部と本体シール部との境界位置から離間しているシート材容器。

【請求項2】

前記境界において、前記折り曲げ線に沿った前記周縁シール部の幅寸法が前記本体シール部の幅寸法以上である請求項1に記載のシート材容器。

【請求項3】

前記境界において、前記折り曲げ線に沿った前記周縁シール部の幅寸法が前記本体シール部の幅寸法よりも大きい請求項1に記載のシート材容器。

【請求項4】

前記境界において、前記折り曲げ線に沿った前記周縁シール部の幅寸法と前記本体シール部の幅寸法との合計値が、前記面間接続部の幅寸法の半分よりも大きい請求項1から3のいずれか一項に記載のシート材容器。

20

30

40

50

【請求項 5】

前記境界において、前記周縁シール部に対して前記本体シール部が隣接している請求項1から4のいずれか一項に記載のシート材容器。

【請求項 6】

前記面間接続部の存在する位置において、当該シート材容器を構成するフィルム層どうしがすべて非接合となっている請求項1から5のいずれか一項に記載のシート材容器。

【請求項 7】

前記周縁シール部において、当該シート材容器を構成する全てのフィルム層が接合されている請求項1から6のいずれか一項に記載のシート材容器。

【請求項 8】

前記第2面状部には、前記収容領域から前記内容物を吐出する吐出口が設けられている請求項1から7のいずれか一項に記載のシート材容器。

【請求項 9】

前記第2面状部には、前記吐出口と連通する開口を有する板状部が設けられており、前記板状部に対して、前記1又は複数のシート材が接合されている請求項8に記載のシート材容器。

【請求項 10】

前記容器本体の内側に配置されている内袋を更に備え、前記内袋は、前記1又は複数のシート材のうち最内層のシート材である内袋構成シート材により構成されている請求項1から9のいずれか一項に記載のシート材容器。

【請求項 11】

前記充填部は、前記面間接続部において括れている請求項1から10のいずれか一項に記載のシート材容器。

【請求項 12】

前記充填部に充填材が封入されている請求項1から11のいずれか一項に記載のシート材容器。

10

20

30

40

50